

喜多方市浄化槽設置整備 事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置しようとする者に対し、その設置に要する経費（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止して浄化槽を設置する場合は、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を完全に撤去するための費用及び配管工事に要する費用を含む。）について、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、喜多方市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、10人槽以下の浄化槽であって生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD 20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、国庫補助指針に合致したものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で、店舗等を併設した住宅を含む。（ただし、住宅部分の面積が、2分の1以上の一般家庭用であること。）
- (3) 補助事業 この要綱の補助金交付事業をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象となる地域は次の各号に掲げる区域を除く市内全域とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による事業計画に定められた予定処理区域（概ね7年以上、下水道の整備が見込まれない区域を除く。）

(2) 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設が整備された区域

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者。

(2) 浄化槽設置箇所住所に住民登録をしていない者。

ただし、竣工検査時までに住民登録を完了できる場合においては、交付できるものとする。

(3) 自らが居住する目的以外で浄化槽設置を行う者（販売、賃貸目的での設置等）。

ただし、売買契約書等により竣工後速やかに当該住宅を購入し、浄化槽を維持管理する者が特定できる場合は、購入者を申請者として交付できるものとする。

(4) 住宅を継続的に使用する者と認められない者。

(5) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者。

(6) 無登録の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置した者。

(7) 全国浄化槽推進市町村協議会に未登録、又は浄化槽の形式認定を受けていない浄化槽を設置する者。

(8) 市税を滞納している者。

(9) その他市長が適当でないと認める者。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用で別表第1及び第2に定める額を限度とする。

2 別表第1に定める浄化槽の設置の場合、使用している単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を完全に撤去するための費用は別表第3に定める額を限度とし、別表第1に定める額に上乗せして交付するものとする。

3 別表第1に定める浄化槽の設置の場合、配管工事に要する費用（既設配管の撤去に要する費用を含む。）は別表第4に定める額を限度とし、別表第1に定める額に上乗せして交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に基づく補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 着工前現地確認票
- (2) 浄化槽の保証登録証
- (3) 誓約書
- (4) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書及び建築確認申請書・通知書の写し
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 浄化槽を設置する建築物と浄化槽の平面図(配管図)
- (7) 放流経路図及び放流先断面図
- (8) 浄化槽の設置に要する工事費の見積書の写し
- (9) 前条第2項及び第3項の規定による補助金を受ける場合はその見積書の写し
- (10) 浄化槽の仕様書の写し(型式認定適合書)
- (11) 登録浄化槽管理票(C票)及び登録証の写し
- (12) 浄化槽設備士免状の写し(ただし、昭和62年3月以前に取得した場合は特別講習修了証書の写し。)
- (13) 支払金口座振替依頼書
- (14) 市税に未納がない証明書(ただし、課税情報等について本人からの同意に基づき下水道課から税務課に請求を行った場合を除く。)
- (15) 転入(転居)確約書(申請時の住所と設置する浄化槽の場所が異なり住民票に異動が生じる場合)
- (16) 浄化槽設置にかかる住宅使用承諾書(住宅を借りている場合)
- (17) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定に基づき審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条により補助金交

付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、それに対する指示を受けなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助対象者は、規則第13条の規定により、補助事業が完了した日から14日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 竣工図

(2) 工事写真及び工事写真チェックリスト

(3) 領収書の写し（工事業者が設置者へ発行したもの）

(4) 第4条第2項及び第3項の規定による補助金を受ける場合はその領収書の写し

(5) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(6) 浄化槽法定検査申込（依頼）書

(7) 浄化槽設置工事チェックリスト

(8) 浄化槽使用開始報告書（単独処理浄化槽を撤去した場合は浄化槽使用廃止届出書）

(9) 転入（転居）申出書（転入又は転居により住民票に異動が生じた場合）

(10) 第4条第2項の規定による補助金を受ける場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付確定通知)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、これを審査し、14日以内に浄化槽設置工事の状況を施工現場において確認する。

2 市長は、前項の規定により補助事業の適正な執行が確認できたときは、補助金交付確定通知書(様式第5号)を補助対象者に通知するものとする。

ただし、確定した額が第6条第2項の規定により交付の決定をした際の額と同額の場合は、当該通知を省略することができるものとする。

(補助金交付)

第10条 市長は、前条第2項の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書(様式第6号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し等)

第11条 市長は、規則第16条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付の決定を取消し、既に交付した当該取消しに係る補助金を返還させることができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取消したときは、補助金交付決定取消し通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知と同時に補助金返還命令書(様式第8号)を補助対象者に送付するものとする。

(浄化槽の維持管理)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽について、浄化槽法の規定を遵守し正常に機能するよう適正な維持管理をしなければならない。

2 市長は、前項に定める維持管理について、必要に応じ助言又は指導を行うことができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 18 年 1 月 4 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、旧喜多方市合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱、旧熱塩加納村浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成 5 年熱塩加納村告示 11 号）、旧塩川町合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成 6 年塩川町告示 14 号）、旧山都町合併処理浄化槽整備事業実施要綱、旧山都町合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱又は旧高郷村合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成 6 年高郷村告示第 5 号）の規定により行われた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

この要綱は平成 18 年 6 月 15 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 19 年 6 月 20 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの経過措置として、以下の対象要件に対し浄化槽の設置に要する費用で、次の表に定める額

を限度に補助金を交付する。

- (1) 汲み取り便槽又は単独処理浄化槽の転換を伴わない浄化槽の設置。
- (2) 新築及びさら地にしたうえでの建替えによる浄化槽の設置。
- (3) この要綱により補助金を受けて設置した浄化槽で、設置した年度の翌年度4月1日から起算して10年以上経過したものを廃止し、新たな浄化槽の設置。

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	176,000 円
7 人 槽	220,000 円
10 人 槽	294,000 円

附 則

この要綱は平成22年6月17日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの経過措置として、以下の対象要件に対し浄化槽の設置に要する費用で、次の表に定める額を限度に予算の範囲内において補助金を交付する。
 - (1) 既設の浄化槽を廃止し、さら地にしたうえでの建替え又は増築及び改築により新たな浄化槽を設置する場合。
 - (2) この要綱により補助金を受けて設置した浄化槽で、設置した年度の翌年度4月1日から起算して10年以上経過したものを廃止し、新たな浄化槽を設置する場合。

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	176,000 円
7 人 槽	220,000 円
10 人 槽	294,000 円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から適用する。

(補助金額の特例)

2 第4条第1項に規定する補助金の額のうち、別表第1に定める補助金の額は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、次の表に定める額を限度に補助金を交付する。

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	396,000 円
7 人 槽	496,000 円
10 人 槽	661,000 円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年4月1日から適用する。

(補助対象の特例)

2 第4条第1項に規定する補助金のほかに、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間、次の各号に該当するものに対し、次の表に定める額を限度に補助金を交付する。

(1) 浄化槽を設置した年度の翌年度4月1日から起算して30年以上経過したもの（浄化槽台帳等で確認できるもの）を廃止し、新たに設置するもの。ただし、新築及び更地にしたうえでの建替えを除く。

(2) 災害等により破損した浄化槽を廃止し、新たに設置するもの。

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	176,000 円
7 人 槽	220,000 円
10 人 槽	294,000 円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年4月1日から適用する。

(補助金額の特例)

2 第4条第1項に規定する補助金の額のうち、別表第1に定める補助金の額は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、次の表に定める額を限度に補助金を交付する。

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	434,000 円
7 人 槽	529,000 円
10 人 槽	733,000 円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和8年4月1日から適用する。

別表 第1（第4条関係）

汲み取り便槽又は単独処理浄化槽の使用を廃止しての浄化槽の設置であり、既存の建物の全部又は一部が残っている場合の補助金の額

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	414,000 円
7 人 槽	474,000 円
10 人 槽	660,000 円

第2（第4条関係）

新築及びさら地にしたうえでの建替えによる浄化槽の設置をした場合の補助金の額

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	176,000 円
7 人 槽	220,000 円
10 人 槽	294,000 円

第3（第4条関係）

区 分 等	補 助 金 額
単独処理浄化槽の完全撤去にかかるもの	150,000 円
汲み取り便槽の完全撤去にかかるもの	120,000 円

第4（第4条関係）

対 象	補 助 金 額
新たに設置する配管及び既設配管の撤去にかかるもの	330,000 円